

慶應義塾研究倫理要綱

近年、研究者の研究領域はますます学際性や国際性を増し、また大学や研究機関では国内外を問わない研究連携が活発化しつつある。周囲との関わり方がこれまでにない複雑さを伴って拡大する中、研究に従事する者は、従前にも増して、自らの研究活動がその諸過程において、社会・生命・環境に対し直接間接に及ぼす影響の大きさを改めて認識する必要がある。このような認識のもと、学塾である慶應義塾は、研究者の独立と真理を探究する姿勢を尊重しつつ、社会における協生を重視し、ここに研究者の倫理要綱を定める。

1. 研究の意義

義塾において研究に従事する者は、真理を追究する実学の伝統を重んじ、先進的な研究に挑戦して新たな知識と価値を創造し、研究成果が人類や社会の発展に寄与するように努めなければならない。

2. 研究対象への配慮

義塾において研究に従事する者は、研究が人間や生物・自然を傷つける場合があることを念頭に置き、すべての研究参加者の人権と実験動物の福祉に対して十分に配慮し、人類や社会の安全と自然環境の保全に努めなければならない。

3. 研究活動の公正性・透明性の確保

義塾において研究に従事する者は、研究活動の科学的・倫理的妥当性をつねに吟味し、その諸過程において公正性・透明性を重視するとともに、規範に則った管財をなし、説明責任を果たさなければならない。

4. 研究に関わる者の尊重

義塾において研究に従事する者は、ともに研究に関わるすべての者の権利を尊重し、公平で差別や搾取のない研究を遂行しなければならない。

5. 研究交流の促進

義塾において研究に従事する者は、研究活動の諸過程において、独立して孤立せず、世界の研究者や学生との自由で開かれた交流や協力を努めなければならない。

慶應義塾研究倫理要綱 解説

はじめに

研究者を取り巻く環境は、大きくかつ複雑に変化してきています。そのような中であって、研究に従事する者は、研究上認識すべき諸事項を改めて共有する必要があります。義塾では、国内外の動きを踏まえ、義塾において研究に従事する方々の研究上の拠り所となる全塾的な規範として、2009 年 3 月 19 日、「慶應義塾研究倫理要綱」（以下「本要綱」と表記）を制定しました。

本要綱では、義塾において行われる研究において、その内容の如何にかかわらず、研究者が研究活動上共通して守るべきことを簡潔な文章で全般的に述べています。研究者が実際に研究を進めるにあたっては、対象や手法など様々な面で法令その他による規制を受けることがあります。たとえば、放射性物質を扱う場合には、使用する者の資格や保管・使用場所・廃棄などを定める国のルールがあります。研究者は、個々の研究にあたり従わなければならない法令やガイドラインを熟知し、それに則って研究を遂行しなければなりません。

義塾の内外には、種々の観点から作成された法令、ガイドライン、規程の類が、様々な分野において多数存在します。そのような中、本要綱は、義塾において研究に従事する者が参照すべき基本となる行動規範として作成されています。この解説では、本要綱で述べられた短い言葉の意味するところや、わかりにくいと思われる箇所を中心に解説していますので、本要綱を理解する一助としてご一読ください。

本要綱における「義塾において研究に従事する者」とは

本要綱を構成する各項目の文章において、主語となっている「義塾において研究に従事する者」とは、教員・職員・研究員などの職種やそれらの専任・有期・常勤・非常勤にかかわらず、また慶應義塾からの給与の直接的な受給の有無を問わず、慶應義塾において研究活動に従事するすべての者をいい、前文では単に「研究者」と称しています。

なお、学生が研究に従事する場合、指導教員が最終的な責任を負うのは当然ですが、そのような学生にも、ここに書かれているようなことを踏まえて研究に取り組むことが求められます。

本要綱における章立て

本要綱は、研究を進める過程に即して、まず「意義ある研究とはどのような研究であるべきか」から始まり、続いて研究対象、研究活動とその活動を進める過程でそれに関わる人々に関するもの、そして最後に研究の結果得られた成果について、それぞれ項目を設けて説明しています。以下に、本要綱の各項目に即して趣旨を解説します。

1. 研究の意義

研究活動とは、(1) 課題の提起とその解決・解明のために仮説を構築する過程、(2) この仮説の正当性や妥当性を実証ないしは論証するための解析や分析あるいは調査や実験を行う過程、(3) これらの行為によって得られた結果に対する考察に基づく仮説の真偽判定や、さらなる未解明な部分の抽出、およびそれらのすべてを発表する過程、に大別することができます。これら三つの過程はそれぞれさらに部分的な過程に細分化されますが、そうした研究活動の過程においては、つねにその「新規性・独自性」の追

.....

求が自明の目的とされます。すなわち提起する課題は先行研究において未解明なものでなければならず、またその課題に関して得られた知見も新しいものでなければならず、かつこれらの「新規性・独自性」を、さらに「独自の表現」によって他者から認めてもらわねばなりません。第1項はそうした研究の意義を再確認し、それに対する研究者のあるべき姿勢を明文化したものです。

福澤諭吉は、「事実を押さえ、この事実や実際の物に従って、具体的な道理を求めて、現実の問題に適用すること」を「実学」(注1)と称しています。すなわち、原理・原則・法則の理解や経験・実験に基づく「サイエンス(Science)」(注2)に、当時の日本における学問の中心であった儒学や漢学と対比させて、「実学」の語を用いています。第1項の「研究の意義」では、このような「サイエンス」の訳語としての「実学」を示唆するために、「実学」という用語に「真理を追究する」をあえて修飾させています。

2. 研究対象への配慮

「研究対象」という言葉が示すものは、大きく二つに分けられます。研究の中には、被験者として人に参加してもらわなければ行えないものがあります。また、動物を実験に用いざるをえないものもあります。研究に参加する人や使用される動物が、研究の遂行において研究者によってまず第一に配慮されるべき対象です。アンケートに要する時間の負担から臨床試験における侵襲まで、程度の差はありますが、ほとんどの場合に負荷、時には害が伴います。具体的には、危害の減少と安全の確保、インフォームド・コンセント、個人情報の保護など、「研究参加者の人権」への配慮が求められます。また、「実験動物の福祉」を図るためには、代替法の利用、使用動物数の削減、苦痛の軽減を検討する必要があります。

研究の遂行が、そうした直接の対象のほかに、周囲に対して意図せざる影響を結果的ないしは間接的に及ぼし、さらにそのうえに危害を加えることもないとは言えません。研究者によって配慮されるべき第二の対象がこの「周囲」です。端的な例としては、有害な物質や生物の研究施設外への流出といったことが挙げられます。「人類や社会の安全」と「自然環境の保全」を損なうことのないよう、研究者は慎重に計画を立て、必要な措置を講じなければなりません。

注1 『学問のすゝめ』において「一科一学も実事を押え、その事に就きその物に従い、近く物事の道理を求めて今日の用を達すべきなり。右は人間普通の実学にて」等の記述がある。

注2 福澤諭吉は『慶應義塾紀事』において「実学」に「サイヤンス」とルビをふっている。ここでは、現代仮名表記を取っている。

3. 研究活動の公正性・透明性の確保

私たちが研究を行う際には、社会に対する影響を様々な角度から検討しつつ実行する必要があります。研究の内容や結果についての責任を個々の研究者が負うことは当然ですが、論述した内容および結論に至る過程についても説明する責任が問われます。第3項は研究活動の過程において負うべき社会的責任に関する指針を定めたものです。

研究活動に伴う社会的責任といっても、それぞれの学問領域や社会的・歴史的背景、また個々の研究者の姿勢により、その責任の負い方は多様と言えましょう。さらにまた、研究者は、研究活動の過程あるいはその結果の発表において、意図的ではないにせよ様々な過ちをおかし、それが社会に多大な影響を及ぼす場合があります。こうした事態に対して可能な限り対応することが「説明責任(accountability)」です。

.....

研究者の説明責任とは、研究活動の過程において確保すべき注意事項と、研究の結果が社会にもたらす影響について、社会一般に納得してもらえるような説明をする義務のことをいいます。

「公正性・透明性」や「科学的・倫理的妥当性」といった言葉は、それ自体が議論的になりますが、多様な見解を認めつつも学問としての言説の中心に合理性と倫理性をおき、また誰に対しても公平であり、わかりやすい言葉で説明することを求めています。

なお、「規範に則った管財」とは、研究資金の管理や使途を含めてどのような経過で資材を管理したかを説明することができるようにしておく義務を意味しています。研究のための資金は、外部組織とくに公的な機関からの補助によるものが多くなり、その額も相対的に大きくなってきており、また、義塾の組織そのものの公的な立場を考慮すれば、その資金の管理や使途に関わる「公正性・透明性」や「説明責任」がとくに要求されることがあります。そこでこのことを強調するために、「規範に則った管財をなし」という一文をあえて挿入してあります。説明責任とは、研究者に求められている研究過程に関する情報開示義務であるともいえましょう。

4. 研究に関わる者の尊重

ここでいう「ともに研究に関わるすべての者」とは、第2項の研究の対象となる研究参加者ではなく、研究に従事する者をはじめとして、たとえば研究機器の操作や保守あるいは実験動物の飼育管理などにおいて、研究遂行を助ける研究補助者などまでも含む、研究を遂行する側の立場で研究に関わる者すべてをいいます。これに該当する人々の間では、論文などの執筆物の著作権、研究成果の発表に当たっての貢献の評価、研究の成果としての特許に関わる権利など、様々な権利について互いに尊重し合い、フェアな立場で研究を進めることが求められます。

5. 研究交流の促進

近年、研究活動が細分化し、一人の研究者がすべてをカバーすることが難しい状況が生じています。また、地球規模で取り組まなければならない課題事項も多くなり、電子媒体の普及と通信手段の発展を通して研究の内容や成果の伝達や波及が地球規模で広域化する中で、研究者は、国内外を問わない交流により広く情報交換することで、切磋琢磨することが求められています。福澤諭吉は、「独立自尊」の精神のもとに「人間交際」(注3)の重要性についても強調しています。ともすれば孤立していわゆる象牙の塔にこもりがちな研究者に対し、「独立して孤立せず」(注4)との言葉は大きな警鐘であると同時に、こうした交流を進めることが、学生も含めた大学全体に求められています。第5項は世界に開かれた研究の場としての慶應義塾のあり方を定めた項目です。

注3 『西洋事情外編』、『文明論之概略』、『男女交際論』等において繰り返し登場する言葉である。

注4 「明治十二年一月廿五日慶應義塾新年発会之記」(福澤諭吉の明治12年の新年会における演説の筆記)に記されている。

解説：慶應義塾研究倫理委員会

(事務局：学術研究支援部 内線：25801・25810・25812)